住所　名古屋市緑区篠の風１丁目1816番地
黄秀行　昭和29年１月27日生
崔泰枝　昭和33年12月９日生
黄玄明　昭和57年８月13日生
黄美貴　昭和62年10月５日生
住所　千葉県市川市日之出18番16―409号
李淑女　昭和63年６月15日生
住所　神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1801号
宋晃生　昭和58年９月16日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町大字古海710番地
パウラ・ジスライネ・ヨシダ　昭和59年10月１日生
マックス・ヨイチ・マキア　平成23年12月12日生
住所　千葉市美浜区浜田１丁目３番地
黄文鈞　昭和43年３月18日生
黄友佳　平成14年10月25日生
住所　埼玉県所沢市大字上安松341番地１
王礼兵　昭和55年11月２日生
住所　愛知県日進市香久山４丁目1002番地
辛英実　昭和59年10月13日生
辛琴実　昭和62年５月16日生
住所　愛知県みよし市三好町西中島26番地
ペナリン・リミヨコ　平成10年11月22日生
住所　愛知県安城市里町３丁目５番地６
潘光俊　昭和47年２月２日生
崔稔紫　昭和47年６月25日生
潘美帆　平成19年７月24日生
潘拓実　平成22年７月24日生
住所　愛知県岡崎市矢作町字池田46番地40
朴美子　昭和46年12月25日生
住所　愛知県安城市池浦町池東15番地３
朴永南　昭和44年９月29日生
住所　愛知県東海市富木島町長口82番地11
李淳二　昭和45年７月10日生
住所　群馬県太田市台之郷町1429番地９
馬莉莉　昭和54年１月21日生
住所　広島市安芸区中野東６丁目31番22号
ジャン・クリストファー・レイエス　平成元年12月４日生
住所　静岡県御殿場市中山523番地２
キヨミ・キタハラ　昭和37年３月15日生
住所　神奈川県藤沢市遠藤782番地８
ミツエ・キタハラ　昭和38年７月25日生
デヴィッド・タカシ・サカモト　平成６年５月14日生
住所　三重県伊賀市久米町51番地２
チェリー・ジョージ・ヤマザキ　昭和61年１月28日生
住所　岡山市北区東古松２丁目３番25号
趙天宇　平成６年２月５日生
住所　栃木県足利市小俣南町25番地９
ハルコ・ボーデンカーチャー　昭和８年１月25日生
住所　岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割379番地
李可為　昭和45年７月15日生
李依然　平成７年４月５日生
李真由美　平成12年９月６日生
李百恵　平成17年７月13日生
住所　茨城県つくば市豊里の杜２丁目13番地13
梁莉莉　昭和47年９月28日生

○外務省告示第三百四十三号

平成二十五年十一月四日にウィーンで、アルジェリア民主人民共和国における「テロ対策法制度強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

平成二十五年十一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

１　援助の目的及び内容　テロ対策法制度強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
２　贈与額　五千八百万円
３　署名者
日　本　側　濵田英彦在ウィーン国際機関日本政府代表部公使
国際連合側　サンディープ・チャウラ国際連合薬物犯罪事務所事務局次長

○外務省告示第三百四十四号

平成二十五年十一月四日にディリで、東ティモール民主共和国における「効果的で利用しやすい司法制度、社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

平成二十五年十一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

１　援助の目的及び内容　効果的で利用しやすい司法制度、社会対話及び警察サービスによる平和構築支援計画の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与
２　贈与額　二億六千三百万円
３　署名者
日　本　側　花田吉隆在東ティモール大使
国際連合開発計画側　クヌート・オスビー国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在東ティモール事務所代表

平成二十五年十一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省告示第三十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第二十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘五毛
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え十七年以下	年九厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘五毛
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え十七年以下	年九厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県上越市清里区赤池字菅平九五三の一、九五三の二、九五四から九五六まで
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字長沢字松倉山四六二九の三、四六二九の四、四六三〇の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
１　主伐に係る伐採種は、定めない。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）